

## 1. 改正個人情報保護法への対応等について

### (1) 改正個人情報法に係る全庁説明会の開催について

改正個人情報保護法に対応するために、令和5年2月14日（火）、15日（水）に所属長及び事務担当者を対象に説明会を開催しました。説明会では、主に①個人情報保護法の概要②個人情報ファイル簿の作成について③利用目的の明示について④入間市個人情報の取扱いに関する管理規程の順守について説明を行い、全庁に対して周知を行いました。

### (2) 個人情報ファイル簿の作成について

個人情報保護法第75条の規定により、入間市でも個人情報ファイル簿（資料別紙1）の作成を行い、HP(<https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/somuka/johokokai/1053.html>)上で公開しております。



## 個人情報保護制度の概要

更新日：2023年03月31日  
ページID：1053

個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報の取り扱いについて、具体的なルールを定めると共に、本人に閲覧等の請求権を認めている制度です。

### 個人情報ファイル簿の公表

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものです。個人情報ファイルには、電子計算機を用いて検索できるもの（電算処理ファイル）と、五十音順に並べるなどして手作業で容易に検索できるもの（マニュアル処理ファイル）があります。

令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられていることから、本人の数が1,000人以上のものについての個人情報ファイル簿を作成・公表します。

※「保有個人情報」とは、職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、公文書に記録されているものに限ります。

### 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿

### 情報公開・個人情報保護・行政不服審査

→ [令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況](#)

[個人情報保護制度の概要](#)

→ [入間市情報公開・個人情報保護運営審議会](#)

→ [市政情報コーナー](#)

→ [情報公開制度の概要](#)

当初の時点で、全体数114件の個人情報ファイル簿を作成しました。

また、個人情報ファイル簿については個人情報ファイルに登録している数が1,000人未満の場合は作成することが必須ではないため、1,000人未満の場合の対応について、昨年度の審議会でも意見をいただいております。

そのため、1,000人未満であったとしても、個人情報ファイル管理簿（資料別紙2）で管理し、適宜見直しを行うことにより1,000人以上になった場合、速やかに個人情報ファイル簿を作成できるように管理を行うこととしました。

今後の課題でもありますが、各課に個人情報ファイル簿、個人情報ファイル管理簿について見直しを行うように依頼する必要がある、見直しを適切に行っていくことにより個人情報の取扱いに関する意識向上につながるものと考えております。

### (3) 「入間市個人情報の取扱いに関する管理規程」の策定について

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-8に行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針が示されております。この指針の意義については「法第66条第1項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされております。

この指針に基づき、入間市でも「入間市個人情報の取扱いに関する管理規程」を定め、個人情報の取扱いに係るルールを策定を行いました。

内容については、資料別紙3となっております。

## 2. 個人情報等に関する内部監査結果報告について

資料別紙3の「入間市個人情報の取扱いに関する管理規程」にも定めているとおり、監査を行い、個人情報の管理について確認を行う必要があります。入間市においては、法の改正以前から、情報セキュリティ対策や特定個人情報の取扱いについて監査を実施しており、令和5年度については、従前から行っていた監査に個人情報を付随する内容で監査を実施しました。

実施内容としては、以下のとおりとなります。

### (1) 個人情報保護委員会作成の研修資料及び確認テストの実施

令和5年6月に全所属に対して、個人情報保護委員会作成の研修資料の確認と確認テストの実施を依頼。

【個人情報保護委員会 HP：[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kensyuushiryoku\\_gyousei/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kensyuushiryoku_gyousei/)】

The screenshot shows the homepage of the Personal Information Protection Commission (PPC). The navigation bar includes links for Home, About the Commission, News, Personal Information Protection Law, My Number, International Relations, and Applications/Reports. The main content area is titled "国の行政機関及び地方公共団体等向け研修資料等" (Training materials for national administrative agencies and local public bodies, etc.). Under the "資料" (Materials) section, several documents are listed, with one highlighted in a red box: "個人情報の適正な取扱いのための研修資料 (PDF: 3534KB)" and its sub-item "個人情報の適正な取扱いのための研修資料 (確認テスト) (EXCEL: 19KB) → XLSが開けなかった場合のヒント". Below this, there are two video thumbnails: "個人情報保護法の概要 (地方公共団体職員向け)" and "個人情報の適正な取扱いのための研修資料".

# 令和5年度第1回 情報公開・個人情報保護運営審議会 会議資料

## (2) 特定課に対する実地監査の実施

3年で全ての課を実地監査する方式を採用しているため、令和5年度については、下表のとおり実地監査を実施しました。監査委員については、各部の次長職にお願いしております。

日 時		実地監査対象部門
7月19日(水)	9:30~11:00	議会事務局
	13:45~15:15	人事課
7月20日(木)	9:30~11:00	総務課
	13:45~15:15	上下水道経営課
7月24日(月)	9:30~11:00	区画整理課
	13:45~15:15	生活環境課
7月25日(火)	9:30~11:00	介護保険課
7月27日(木)	9:30~11:00	図書館
7月28日(金)	13:45~15:15	扇町屋地区センター
		人権推進課
7月31日(月)	9:30~11:00	デジタル行政推進課
	13:45~15:15	エコ・クリーン政策課
		健康管理課
8月1日(火)	9:30~11:00	障害者支援課
8月2日(水)	9:30~11:00	青少年課
	13:45~15:15	東町地区センター
8月3日(木)	9:30~11:00	黒須地区センター
		都市計画課
	13:45~15:15	学校教育課
8月17日(木)	14:45~16:15	選挙管理委員会事務局

実地監査については、情報セキュリティ、特定個人情報及び個人情報に関する監査となっているためすべての内容が個人情報に特化しているものではありませんが、個人情報については、情報システムで管理しているのが一般的であり、情報セキュリティ対策を行うことが個人情報保護の水準を向上させるものであると考えているため、このような体制で実施して

## 令和5年度第1回 情報公開・個人情報保護運営審議会 会議資料

います。

実地監査では、パスワードの管理、書棚の施錠状況、デスク周りの状況等の管理状況について確認を行いました。

### 3. 令和4年度開示請求件数について

令和4年度の情報公開請求及び自己情報の開示請求の状況については資料別紙4のとおりとなります。

#### (1) 情報公開に関する公文書開示請求について

・部分開示については、情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報、第7条第2号に規定する法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして判断した結果となります。

・不開示については、請求された内容に関する文書を作成していないため、不存在として決定しているものが主なものとなります。

・その他（取り下げ）については、開示請求書が提出された後に確認をした結果すでに公開されている内容や請求者と調整した結果、開示請求に至らなかったものが主なものとなります。

#### (2) 自己情報に関する開示請求について

・個人情報に関する自己情報開示請求については、市民生活部と福祉部への請求が主なものとなっています。市民生活部は、住民票等の第三者請求に対して誰が取得したのかを確認するために請求するケースが多く、福祉部は、他の行政機関に提出するための意見書を取得するケースが主なものとなっています。

・部分開示については、本人以外の個人に関する情報が記載されているものとなっております。

・不開示については、請求された文書が作成または取得していないため、不存在としたものとなっております。